

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

舟形町の人口は、平成27年国勢調査で5,631人となっている。

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)はそれぞれ596人、2,985人、2,050人で、高齢化率が36.4%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)では、平成57年には年少人口、生産年齢人口、高齢者人口はそれぞれ192人、1,112人、1,495人まで減少し、人口は3,000人を割って2,799人となる推計結果が出ており、急速に進む人口減少、労働人口減少への対策が必要となっている。

【産業構造】

舟形町の就業者は2,717人(H27年国勢調査)で産業3部門別の就業者は第1次産業520人(19.1%)、第2次産業823人(30.3%)、第3次産業1,374人(50.6%)となっている。

産業別就業人口の構成比では、三次産業は平成22年までコンスタントに伸び、二次産業は平成7年以降減少している。それに対し、一次産業は平成12年までは減少していたが、それ以降やや増加の傾向にある。

産業別就業人口

(人、%)

産業分類	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比
第1次産業	1,180	30.7	924	24.0	655	18.3	495	15.0	538	17.4	519	18.2	520	19.1
第2次産業	1,449	37.7	1,621	42.1	1,518	42.6	1,375	41.5	1,118	36.0	889	31.1	823	30.3
第3次産業	1,216	31.6	1,306	33.9	1,387	39.1	1,441	43.5	1,447	46.6	1,449	50.7	1,374	50.6
分類不能	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総数	3,846	100	3,851	100	3,560	100	3,311	100	3,103	100	2,857	100	2,717	100

人口減少に伴い全体の就業人口が減少しているため、何れの産業においても人材確保が課題となっている。

【中小企業者の実態】

舟形町内に立地するほとんどが中小企業者であるが、中小企業の事業所数は減少傾向であり、さらに人手不足、後継者不足等の課題もある。

平成29年度、当町を含む新庄・最上地域の有効求人倍率は年度当初から1.1倍以上の高水準を維持し、10月には1.44倍の高倍率となった。常用雇用のみの

求人倍率を見ても4月の1.18倍を最低とし増加傾向にあり企業が人材確保に向けて大きく動き出している。

舟形町においても、今後、各産業で人手不足が深刻な課題となることが見込まれ、早急に生産性を向上させなければ人材確保や事業の維持・発展に大きく影響を及ぼし、事業所数や従業者数の減少に拍車がかかることが懸念される。

そのため生産性向上の必要性が高まっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性を向上させ、人材確保や事業の維持及び強化を図り、もって町民生活の向上及び経済の健全な発展に寄与することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

（5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間が終了する5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とする。）

2 先端設備等の種類

舟形町の産業は、農業、卸・小売業、鋳工業等多岐にわたり、就業人口や商品販売額、製造品出荷額等から見て、どの産業も町にとって重要な産業である。よって全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

舟形町の産業は、本町地区、東部地区、西南部地区と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は舟形町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

舟形町の産業は、農業、卸・小売業、鋳工業等多岐にわたり、就業人口や商品販売額、製造品出荷額等から見て、どの産業も町にとって重要な産業である。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。